

定 款

株式会社 福岡中央銀行

株式会社 福岡中央銀行定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当銀行は、株式会社福岡中央銀行と称する。

(英文では、THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD. と称する。)

第2条 (目的)

当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- ① 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付け、または手形の割引ならびに為替取引
- ② 債務の保証または手形の引受け、その他の前号の銀行業務に付随する業務
- ③ 国債、地方債、政府保証債、その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- ④ 信託業務
- ⑤ 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- ⑥ その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第3条 (本店の所在地)

当銀行は、本店を福岡市に置く。

第4条 (機 関)

当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

第5条 (公告方法)

当銀行の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当銀行の発行可能株式総数は、800万株とし、普通株式、第1回A種優先株式、第2回A種優先株式(以下、併せて「A種優先株式」といい、第1回ないし第2回A種優先株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各A種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は、それぞれ、800万株、100万株、100万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式について100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当銀行の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

第11条（株式取扱規程）

当銀行の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第12条（株主名簿管理人）

当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。

第13条（基準日）

当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- (2) 定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、前項の規定を準用する。
- (3) 前2項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第2章の2 優先株式

第13条の2 (A種優先株式)

当銀行の発行するA種優先株式の内容は第13条の2の2から第13条の2の10のとおりとする。

第13条の2の2 (A種優先配当金)

当銀行は、第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第13条の2の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- (2) ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

第13条の2の3 (A種優先中間配当金)

当銀行は、第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

第13条の2の4 (A種優先株主に対する残余財産の分配)

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

- (2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

第13条の2の5 (A種優先株主の議決権)

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

第13条の2の6（取得および消却）

当銀行は、各A種優先株式を取得し、これを消却することができる。

- (2) 各A種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

第13条の2の7（金銭を対価とする取得条項）

当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各A種優先株主に対して交付するものとする。なお、各A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

- (2) 当銀行は、各A種優先株式の取得と引換えに、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

第13条の2の8（普通株式を対価とする取得条項）

当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各A種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有する各A種優先株式数に各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

第13条の2の9（株式の分割または併合および株式無償割当て）

当銀行は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当銀行は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

第13条の2の10（配当金支払義務の免除）

第38条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

第13条の3（優先順位）

当銀行の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

第3章 株主総会

第14条（株主総会の招集）

当銀行の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第15条（議長）

株主総会の議長は、取締役頭取がこれにあたる。取締役頭取に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条（電子提供措置等）

当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第3章の2 種類株主総会

第18条の2（種類株主総会）

第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。

- (2) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- (3) 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- (2) 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- (4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第22条（取締役会）

取締役をもって取締役会を組織する。

- (2) 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規定による。

第23条（取締役会の招集）

取締役会は、取締役会長または取締役頭取が招集してその議長となる。

取締役会長または取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- (2) 取締役会の招集の通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。
- (3) 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第24条（役付取締役、代表取締役および職務代行）

取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役頭取1名を置き、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。

- (2) 取締役会長、取締役頭取および専務取締役は、各自銀行を代表する。

- (3) 取締役会長は、取締役会を統理し、取締役頭取は、取締役会の決議に従い業務を統轄し、専務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。
- (4) 取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、専務取締役または常務取締役が取締役頭取の職務を行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当銀行は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（業務執行の決定の取締役への委任）

当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任限定契約）

当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第30条（監査等委員会規定）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。

第31条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。

- (2) 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第6章 会計監査人

第32条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第33条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第34条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役頭取が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第35条（事業年度）

当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第36条（期末配当）

当銀行は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第37条（中間配当）

当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第38条（配当金支払義務の免除）

期末配当金および中間配当金は、その配当金支払開始の日から満3年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。

- (2) 未払期末配当金および未払中間配当金については利息を付さない。

附 則

（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

当銀行は、第98期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

昭和26年6月3日	制定
昭和26年11月29日	改正
昭和26年12月25日	〃
昭和27年5月30日	〃
昭和27年11月28日	〃
昭和28年11月26日	〃
昭和29年11月25日	〃
昭和30年5月28日	〃
昭和31年5月28日	〃
昭和33年5月10日	〃
昭和38年5月30日	〃
昭和39年5月25日	〃
昭和40年11月25日	〃
昭和43年11月11日	〃
昭和50年5月27日	〃
昭和52年6月23日	〃
昭和56年6月23日	〃
昭和57年6月23日	〃
昭和63年12月21日	〃
平成2年6月28日	〃
平成4年6月26日	〃
平成6年6月29日	〃
平成12年6月29日	〃
平成14年6月27日	〃
平成15年6月27日	〃
平成16年6月29日	〃
平成17年6月29日	〃
平成18年6月29日	〃
平成19年6月28日	〃
平成21年6月26日	〃
平成26年6月27日	〃
平成29年6月29日	〃
令和1年6月27日	〃
令和4年6月29日	〃